

Pマークニュース <2015年盛夏号> Vol. 12	(株) トムソンネット Pマークコンサルティンググループ
---------------------------------------	---------------------------------

2015年盛夏号目次

1. 特報：いつやる？ Pマーク認定取得(更新)
2. シリーズ：Pマーク取得のための勘どころ(第11回：現地審査のポイント)
3. ご存じですか マイナンバー通知カードの受領から個人番号カードの発行まで
4. 「やさしい情報セキュリティ」その3：携帯電話・スマホ対策
5. トムソンネットからのお知らせ(マイナンバー関連の取扱規程整備支援のご案内)

1. 特報：いつやる？ Pマーク認定取得(更新)

個人情報保護に関する社内規則の策定・レベルアップが盛んとなっています。個人情報保護の高いレベルである「Pマークすなわち個人情報保護マネジメントシステムの適格認定制度」の適格認定を取得する保険募集人が急増しています。

共立(株)(3.29)、損保ジャパン日本興亜保険サービス(株)(6.7)、丸紅セーフネット(株)(7.5)など大手代理店を中心に東京で8社、神戸で2社、広島・新潟・大阪・福岡の各地で各1社が既に7月31日現在、新規に取得しており、今年度の急増が予測されます。

これは、2016年5月からの改正保険業法施行に伴い、新たに保険募集人に課せられた体制整備義務である「個人情報取扱いに関する社内規則の策定」(保険業法施行規則第227条の7 監督指針Ⅲ-4-2-9(1))への対応が求められ、なんらかの措置が必要で、大手代理店は他社との差別化をねらって、個人情報保護の高いレベルである「Pマーク」の適格認定を取得しているものと推測されます。

では、すぐにでも「Pマーク」の適格認定取得に取り組むべきでしょうか？
既に取り組んでいる事業者を別にして、今からすぐに新規に取り組むことは「否」です。

(1) 2016年1月からのマイナンバーの運用

マイナンバーが2015年10月1日から全国民に通知され、税・社会保障・災害対策の分野で2016年1月から順次利用されます。

マイナンバーの利用に伴い、個人情報保護法の特則である番号法に沿って、現在の個人情報保護マネジメントシステム基本規程(以下PMS)も用語及び定義、「特定個人情報」の特定追加、法令、国が定める指針その他の規範の追加、リスクなどの認識、分析及び対策への追加、資源・役割・責任及び権限に特定個人情報等の取扱い事務に従事する従業者(事務取扱担当)を追加、必要なら「特定個人情報の取扱い細則」のような内部規程の追加(この細則の中で特定個人情報代理店業務での対応詳細を規定)などの改訂が予定されます。

PMS審査で求められるのは、番号法への法令遵守ですが、その具体的な詳細ポイントがまだ、明確ではありません。2015年11月頃までには明確になると予想されますが、このポイントを含めた規程改訂・周知・運用が必要となり、現在はその適期とはいえないのです。

(2) 個人情報保護法改正案が国会審議中(2015.5.21衆議院通貨、参議院で審議中断)

個人情報保護法改訂がほぼ10年ぶりにされつつあります。改正案や要綱によると、「個人情報」の定義は、「特定の個人を識別することができるもの」に加え「個人識別符号」が含まれるものとするなど下記の通りですが、現行の保護法の厳正化が目立つ内容となっています。

個人情報の定義の明確化、「要配慮個人情報」、「匿名加工情報」といった概念の導入、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針についての整備、第三者提供にかかるトレーサビリティ義務、個人情報データベース等提供罪の導入、個人情報の取扱いのグローバル化に対応した各種規定の整備、オプトアウトによる第三者提供の厳格化、利用目的変更規定の整備、個人情報取扱事業者に係るいわゆる5,000件要件の撤廃、開示の求めの請求権性導入、消去義務などが含まれています。

さらに、「個人情報保護委員会」を新設して、主務大臣の権限を一元化。委員会は事業者に必要な報告もしくは資料の提出を求めることができるほか、立入検査ができ、罰則の強化として直罰を規定しています。

話題となっていた名簿屋規制としては、「データベース提供罪」として、本人同意を得ない第三者提供(オプトアウト規定)の届出、公表などを厳格化。個人情報データベースを扱っていた者らが不正な利益を図る目的での提供や盗用を罰することとし、「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」となっています。

改正保護法の施行は法成立後2年以内とされており、2017年と考えられます。このため、JIPDECガイドライン(Pマーク審査基準)の改正は、政省令の改正⇒ガイドラインの改正⇒JISQ15001の改正を経て行われるため、時期は未定ですが、早くも2017年上期くらいかと想定されます。

従って、保護法改訂後のPMSの審査は、2017年後半以降と予想され、これ以前でのPマークの新規適格認定取得が得策と思われる。

(3) いつPマーク新規取得(更新)に取り組むのが得策か?

以上のように、2016年5月からの保険募集人への新たな体制整備義務、2016年1月からのマイナンバーの運用、2017年の改訂個人情報保護法施行を考慮すると、2015年11月以降に新規取得プロジェクトを立ち上げ、2016年中に新規に適格認証取得し、次の更新(更新期間は2年後ですが、更新時期の8ヶ月前から更新審査)を2017年後半までに(改訂個人情報保護法の施行後審査前)終わるのが、事業者(保険代理店)にとって、負担が少ない得策と思われます。

また、現在、更新審査が受けられる期間にある事業者(保険代理店)は、2015年中に現地審査が完了するよう、**2015年10月には更新申請**することが、マイナンバー利用に伴う現地審査を受けずにすむ方法かも知れません。

Pマークを取得するなら
今年の11月以降にプロジェクトを立ち上げ、2016年中に取得するのがお勧めです!



2. シリーズ：Pマーク取得のための勤どころ(第11回：現地審査のポイント)

Pマークニュースのスタート当初から連載して参りました本シリーズもいよいよ大詰めです。今回は現地審査のポイントを纏めました。

現地審査では、トップインタビューに始まり運用記録の確認が行われます。大凡の時間配分は以下の通りです。

- ・ トップインタビュー 30分
- ・ 主な業務内容の説明 1時間
- ・ 運用記録の確認 3～4時間
- ・ 安全管理措置の確認 1時間（現場見学を含む）
- ・ 文書審査結果への対応確認 30分

（確認してもらいたい記録がすぐに見せられなかったり、審査員との会話がはずんだ場合は1時間程度延びることもあります。逆にスムーズに進行して短時間に終わるかも知れません）

以下に、現地審査をスムーズに受けるための準備事項を挙げてみます。

(1) トップインタビュー

代表者の口で事業概要と個人情報に取り組む意向などを述べます。代表者にJISや規程条文の中味などの“知識”を確認されることはありません。また、現在行われている事業について説明されればよく、将来計画まで述べることは求められませんので、現状を淡々と説明します。

(2) 記録の日付と承認印

記録の中で、承認印（または検印）の必要なものが大半です。それぞれに間違いなく承認印が捺されていることを確認しましょう。併せて“日付”も重要です。押印（サイン）した時に日付も一緒に記入することを日頃の習慣としたいものです。

(3) 個人情報の特定台帳

現地審査で最も重点的に審査されるのが個人情報の特定台帳（「個人情報管理台帳」など）です。個人情報の特定漏れがないか、管理項目の中の重要なもの（例：利用目的、件数）に記入漏れや明らかな齟齬がないか、などが中心になります。記載内容に矛盾があってもいけません。例えば、委託や提供があるにも拘わらず“移送”の欄（もしあれば）が空欄になっていては“指摘”されます。

(4) リスク分析

個人情報特定台帳の次にチェックを受けるのがリスク分析結果です。通常は「リスク分析表」などにまとめられています。ここでの重要ポイントは“全個人情報について、取扱う全局面について”リスク分析が行われているか、です。個人情報の特定台帳の個人情報ごとに、リスクのパターン番号を記入することで網羅性を担保することも考えられます。

(5) 事故報告

申請書を提出した後、個人情報に関する事故が発生した場合、審査機関に報告し審査委員会で審議結果が出るまで現地審査が受けられないようになっています。報告がなく、現地審査で事故があったことが発覚した場合は審査が取り止めになりますので、タイムリーに審査機関に相談しましょう。

なお、取り止めになった場合は後日再審査となり、追加の審査料金が発生します。

(6) 更新審査の場合

2年ごとの更新審査では、過去2年間に亘り“教育”、“監査”、“代表者による見直し”が行われてきたか、がポイントになります。現地審査時点で当年度の分が未了であれば1年度分だけになります。

それと、個人情報特定台帳、リスク分析結果の見直し、委託先の再評価の記録、更には是正記録、廃棄記録も重要です。それらを以て「2年間順調に運用されてきたか」を確認することになります。

3. ご存じですか マイナンバー通知カードの受領から個人番号カードの発行まで

いよいよ3か月後（10月から）にはマイナンバーがみなさまのお手元に届けられます。みなさま、マイナンバーの取扱いについては、もう十分にご理解戴いておりますか。そこで今回は、通知カードを受け取ってから個人番号カード発行までのマイナンバー制度のスタート時点における留意点をQ/A形式で纏めてみました。

Q1：マイナンバーの通知カードはどこからどんなふうに送られてきますか？

⇒A1：10月の入ると市区町村から各世帯に簡易書留便で、マイナンバーの通知カードが送られてきます。受け取りには印鑑やサインが必要なため、不在で受け取れなかった場合は、必ず再配達して貰うことが必要です。封筒の中には自分や家族のマイナンバーが記載された通知カードが入っています。

Q2：通知カードとはどのようなものですか、また個人番号カードの申請はどのように行うのですか？

⇒A2：通知カードは右図の通りです。赤枠で囲んだ上部が通知カードで個人番号、氏名、住所、生年月日、性別が記録されています。切り取り線から下の部分は、個人番号カードの発行申請を行うための用紙になっています。個人番号カードを発行申請する際は、下の部分を切り離して所定の項目を記入し、顔写真を貼って返信用封筒を使って申請をします。なお、個人番号カードの発行申請の方法としては、用紙中のQRコードを読み取り、スマートフォンなどで番号カードの発行を申請することも出来ます。（この場合は顔写真を添付ファイルで送ります）

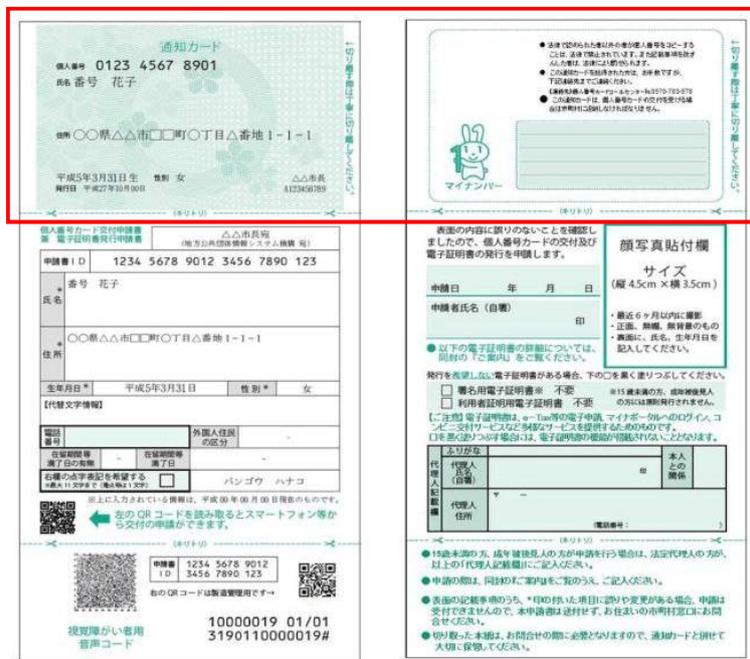


表 裏

Q3：個人番号カードの取得が義務付けられるのですか？

⇒A3：個人番号カードの取得は、義務付けられてはいません。しかしながら、個人番号カードは、各種手続きにおけるマイナンバー（個人番号）の確認及び本人確認の手段として利用でき、国民生活の利便性の向上に資するものであり、保有することをお勧めします。

Q4：個人番号カードは、いつから交付されるのですか？

⇒A4：個人番号カード発行の申請手続きを行った場合、平成28年1月以降、交付を受けることができます。個人番号カードの交付を受けるときは、通知カードは市区町村に返納しなければなりません。

Q5：個人番号カードは、何に使えるのですか？

⇒A5：個人番号カードはICチップが組み込まれたプラスチックカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）と顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されています。本人確認のための身分証明書として使用できるほか、図書館カードや印鑑登録証など自治体等が条例で定めるサービスに利用できます。

Q6：個人番号カードに有効期限はありますか？

⇒A6：有効期限があります。

個人番号カード取得時20歳以上の方は10年、20歳未満の方は5年となります。

有効期限到来時は、更新手続きを行います。

Q7：通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があったときは、手続きが必要ですか？

⇒A7：住所変更時（市町村に転入届を出すとき）は、通知カード又は個人番号カードを提出し、カードの記載内容を変更して貰う必要があります。それ以外の場合でも、通知カード又は個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市町村に届け出て、カードの記載内容を変更してもらわなければなりません。

Q8：個人番号カードをレンタル店等に入会する際の身分証明書として使うことは、問題ありませんか？

⇒A8：個人番号カードの券面には、氏名、住所、生年月日、性別（基本4情報）、顔写真が記載されており、レンタル店などでも身分証明書として利用出来ます。ただし、カードの裏面に記載されているマイナンバー（個人番号）を、レンタル店などが書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。

Q9：マイナンバー（個人番号）は、誰がどのような場面で使うのですか？

⇒A9：マイナンバーは、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。このため、年金・雇用保険・医療保険の手続、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続などで、申請書等にマイナンバーの記載を求められます。

なお、行政機関等がどのような場面でマイナンバーを利用するかについては、法律や条例で定められており、それ以外に利用することは禁止されています。

内閣官房マイナンバーホームページより

個人番号の主な利用範囲		⇒社会保障、税、災害対策分野等の事務で利用
社会保障分野	年金分野	<p>⇒年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民年金法、厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する事務 ○国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する事務 ○確定給付企業年金法、確定拠出年金法による給付の支給に関する事務 ○独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給に関する事務 <p style="text-align: right;">等</p>
	労働分野	<p>⇒雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用。ハローワーク等の事務等に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険法による失業等給付の支給、雇用安定事業、能力開発事業の実施に関する事務 ○労働者災害補償保険法による保険給付の支給、社会復帰促進等事業の実施に関する事務 <p style="text-align: right;">等</p>
	福祉・医療・その他分野	<p>⇒医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続、福祉分野の給付、生活保護の実施等低所得者対策の事務等に利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 ○母子及び寡婦福祉法による資金の貸付け、母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務 ○障害者総合支援法による自立支援給付の支給に関する事務 ○特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当等の支給に関する事務 ○生活保護法による保護の決定、実施に関する事務 ○介護保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ○独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務 ○公営住宅法による公営住宅、改良住宅の管理に関する事務 <p style="text-align: right;">等</p>
	税分野	<p>⇒国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載。当局の内部事務等に利用。</p>
	災害対策分野	<p>⇒被災者生活再建支援金の支給に関する事務等に利用。</p>
<p>上記の他、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務であって地方公共団体が条例で定める事務に利用。</p>		

4. 「やさしい情報セキュリティ」その3：携帯電話・スマホ対策

今回は携帯電話・スマートフォン（スマホ）、特にスマホに重点を置いて述べてみたいと思います。

平成24年6月、総務省が主宰するスマートフォン・クラウドセキュリティ研究会から「スマートフォンを安心して利用するために実施されるべき方策」（以下“報告書”）が公表されました。スマホの便利さと裏腹に各種の危険が指摘され、その対策の指針が示されています。

ポイントとして

- OS（基本ソフト）を更新
- マルウェア（ウイルスなど）対策ソフトの利用を確認
- アプリケーション（アプリ）の入手に注意

の3つが書かれていますが、もっと基本的なことに“ナンバーロック（暗証番号やパスワードによる認証）の設定”があります。これは携帯電話についても同様で、電源を入れて立ち上げる際に入力する4桁の数字です。紛失して拾った人に悪用されることの予防です。

この数字は、一定回数（例えば10回）入力間違いすると端末自体が使えなくなります。但し、自分で設定しないとけません。買ったままの状態では設定されていない機種が大半です。

“スマホはパソコン（PC）と同じ”と良く言われますが、PCと同じくスマホをターゲットにしたマルウェア（ウイルスのような有害なソフトウェアの総称）も出現しています。報告書には、“（スマホの）情報セキュリティ対策を採っている利用者は僅か4割に過ぎない”との統計が紹介されています。誠に無防備、と言えます。以下に各ポイントについて少し詳しく述べてみます。

（1）OSの更新

スマホのOSは、iOS（iPhone）とアンドロイド（Android、iPhone以外）とに大別されますが、いずれについても年に数回程度（多い場合）バージョンアップがあり、通知されます。その時には積極的にバージョンアップを行うべきです。「脱獄」は論外、絶対禁止です。

（2）マルウェア対策ソフトの利用

PCと違い、購入したばかりの端末にはマルウェア対策ソフトがインストールされていないのが一般的です。ここは予算措置を行ってインストールしましょう。金額は年間で数1000円～3,000円程度です。マルウェアがインストールされて標的型攻撃の「踏み台」になり、多大な被害の原因を作ることになりかねません。正に“被害者のはずが加害者に”の予防になります。

（3）アプリケーション（アプリ）の入手

iPhone用のアプリはApple Storeからダウンロードします。Apple Storeに出品しているアプリはアップル社がチェックしており、安全と考えていいでしょう。

一方、アンドロイド系の場合、アプリを提供しているサイトが多数あり、一部の著名なものを除いてサイトがチェックしているとは限りません。“危険（知らない）アプリを見つけ出すためのアプリ”も提供されているくらいです。重要なことは“アプリは意識してインストールすること”です。メールの誘いにつられてついクリック、などは決してしないことです。

（4）その他（Wi-Fi接続）

ナンバーロックと上の3項目に加え、“Wi-Fi（無線）の傍受・盗聴”にも備えたいものです。3G、4G（LTE）の通信については電話会社の責任で通信経路が暗号化されますが、Wi-Fiの場合は誰でもアクセスポイント（アンテナ）を設置できるため、データが暗号化されないうまま通信されることがあります。パスワードを入力する方式（特に“WPA”や“AES”）なら安心ですが、パスワードなしで接続できるWi-Fi通信ではIDとパスワードの入力やメールの利用を控えるべきです。

5. トムソンネットからのお知らせ

(1) マイナンバー関連の取扱規程整備支援のご提案です。

保険代理店のみなさま、もうマイナンバー制度への対応はお済みですか。

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（特定個人情報適正取扱ガイドライン）の「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置」では、特定個人情報や個人番号の取扱規程などの策定が義務付けられています。

この取扱規程などは、個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化や、特定個人情報などの範囲の明確化、事務取扱担当者の明確化の三つの明確化を受けたものです。事務の流れを整理して、個人番号や特定個人情報の安全管理措置に関する基本方針を策定したうえで、特定個人情報などの具体的な取り扱いを定める取扱規程などを策定しなければならないとされていますが、この取扱規程を具体的に整備するためには、ある程度専門的な知識が必要になってきます。

このため、弊社では日頃Pマークニュース等でお付き合いを戴いている保険代理店様に限って、マイナンバー取扱規程整備のための規程の雛形や規程を実現するための各種書類の様式の提供を検討致しております。

具体的には、11月の前半頃に説明会を開催した上で、特定個人番号取扱規程および安全管理細則の提供とそれに係る雛形・様式を有償でご提供することを考えております。

みなさまに置かれては、ご多忙な折とは存じますが、上記企画に関心をお持ち戴いた場合は、下記の担当3名のいずれかに8月/末までにメールにてご連絡戴きたくお願い申し上げます。

なお、弊社のPマーク保守サービスをご利用戴いている保険代理店様につきましては、保守サービスの一環として別途規程等をご提供させて頂き戴きますので、ご連絡は不要です。

(2) 11月初から「体制整備の高度化」のため、多くの代理店様が、Pマーク新規取得をご希望された場合、ご申請順に対応させていただき予定にしております。ご内意を早めにお伝え戴ければ。

Pマークをはじめとして各種ご相談は下記で承っています。お気軽にどうぞ！

連絡先 株式会社トムソンネット (<http://www.tmsn.net/>)
〒101-0062 東京都千代田区内神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ13階
電話 03-3527-1666 FAX03-5298-2556
担当: 岩原 秀雄 (Mail: iwaharahi1017@tmsn.net) 平泉 哲史 (Mail: s.hiraizumi@tmsn.net)
本間 晋吾 (Mail: s.honma@tmsn.net)

以上